

川崎市工業団体連合会役員表彰要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市工業団体連合会に加盟する市内の工業団体（以下「単会」という。）において理事等の役員として指導育成に尽力し、本市中小企業の振興発展に貢献した功労者（以下「優良役員」という。）の表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(優良役員)

第2条 優良役員は、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 10年以上（各年3月31日現在）理事等の役員として、各工業団体の発展に尽くした功績が大きいと認められる者
- (2) 人格、見識とも優れている者
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当しない者

(被表彰者の選定)

第3条 被表彰者の選定については、前条に掲げる要件を満たす優良役員について各単会から原則として5名以内を推薦、その被表彰候補者の中から選考し、決定する。

(表彰)

第4条 表彰は年1回とし、市長が感謝状を授与して行うものとする。

附 則

この要領は、平成12年9月14日から施行する。

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年1月1日から施行する。